改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　［略］ 一　［略］ ［イ・ロ　略］ ハ　ロに掲げる防火対象物以外の令別表第一(十)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(五)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が三百平方メートル未満のものに限る。）のうち、延べ面積が三百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの ［二　略］ （自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備） **第三条**　［略］ 2　［略］ ［一　略］ 二　［略］ ［イ・ロ　略］ ハ　階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（第二条第一号イ(1)、ロ(1)及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。） ［三　略］ ［3　略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（用語の定義） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ［新設］ ［二　同上］ （自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備） **第三条**　［同上］ 2　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（第二条第一号イ(1)及びロ(1)に掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。） ［三　同上］ ［3　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十五号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

総務大臣　野田　聖子

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～150　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～150　同上］

改正後	改正前
151‖　法別表第一の百三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　住宅宿泊事業法第二十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 152‖・153‖　［略］ 154‖　法別表第一の百五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　住宅宿泊事業法第四十六条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	［新設］ 151‖・152‖　［同上］ ［新設］